

汎太平洋不動産鑑定士・カウンセラー会議内規

BY-LAWS of the Pan Pacific congress of Real Estate Appraisers, Valuers And Counselors

第 章 一般条項

第1条 名称

第1項 本組織の名称は、"Pan Pacific Congress of Real Estate Appraisers, Valuers and Counselors"(汎太平洋不動産鑑定士・カウンセラー会議)とし、ここでは"Pan Pacific Congress"(汎太平洋会議)と称する。

第2項 Pan Pacific Congressは非営利組織であり、特有の目的を有し、かつ太平洋海域に位置しているか、または隣接する専門職業団体や協会に開かれるものとする。

第2条 目的

第1項 太平洋海域および隣接地域の全ての人々、特にPan Pacific Congressの会員間の友好関係の増進。

第2項 全会員に対する不動産鑑定およびカウンセリングなどの専門職業に関する教育原理と基準の整備。

第3項 以上の目的達成に有用とみなされるPan Pacific Congressの管理。

第3条 事務所

第1項 Pan Pacific Congressの本部はPan Pacific Congressの議長/コーディネーターの住所に設置する。

第4条 雑則

第1項 本内規またはその条項の解釈について疑義または表現にあいまいさがある場合、「ロバート議事進行手続規程」(最新版)に従って進行される理事会に決定権があるものとし、かつ理事会の決定を最終的とする。

第2項 Pan Pacific Congressはその資金を越える費用や支払加担について会員団体に義務を負わせないものとする。

第 章 会員

第1条 会員の種類

第1項 Pan Pacific Congressの会員は次の2種類に分けるものとする。

A.スポンサリング(主催)会員

(i)不動産鑑定人およびカウンセラーの専門職業々界において、それぞれの国におけるリーダーと認められている団体。

(ii)国際Pan Pacific Congressを他に依存しなくて主催できるほどに財務的にも管理上でも能力のある鑑定またはカウンセリング団体。

B.インバイテッド(招待)会員

(i)自国での不動産鑑定やカウンセリング分野におけるリーダー的団体であるがPan Pacific Congressを主催できる財務、管理能力を有しない団体。

第2条 会員資格

第1項 第1条第1項のA.B.の下で会員として資格を有する鑑定やカウンセリング団体。ただし、太平洋海域内またはそれに隣接する国の団体でなければならない。

第2項 認可団体

A. スポンサーング会員

- ・Australian Institute of Valuers and Land Economists(オーストラリア鑑定人・土地エコノミスト協会)
- ・Appraisal Institute of Canada(カナダ鑑定協会)
- ・Indonesian Society of Appraisers(インドネシア鑑定人協会)
- ・Japanese Association of Real Estate Appraisal(日本不動産鑑定協会)
- ・Korea Appraisal Board(韓国鑑定院)
- ・Institute of Surveyors, Malaysia(マレーシア鑑定人協会)
- ・National Association of Mexican Appraisal Institutes(メキシコ鑑定協会)
- ・New Zealand Institute of Valuers (ニュージーランド鑑定人協会)
- ・Singapore Institute of Surveyors & Valuers(シンガポール鑑定人協会)
- ・Chinese Institute of Land Appraisal(台湾土地鑑定学会)
- ・Appraisal Institute -US(アメリカ不動産鑑定人協会)
- ・American Society of Real Estate Counselors(アメリカ不動産カウンセラー協会)
- ・Japan Society of Real Estate Counselors (日本不動産カウンセラー会:1996年入会)
- ・Korea Association of Property Appraisers (韓国鑑定評価協会:1998年入会)

B. インバイテッド会員

- ・香港

第3項 新規会員承認手続

A. スポンサーング会員に対する必要事項

- (i)第1条第1項のAの下での資格を有すること。
- (ii)申請者の国の現存する会員団体の承認書を有すること。
- (iii)次回のPan Pacific Congressの議長/コーディネーターへの申請書を作成し、その中には下記が含まれるものとする。
 - a.団体の名称と住所
 - b.会長名、事務局住所、加入している専門職業団体。
 - c.会員名簿のコピー
 - d.内規
 - e.将来Pan Pacific Congressを主催する財源力の証拠資料。
 - f.申請書が検討されるPan Pacific Congressの理事会の会合への代表者の出席。
- (iv)理事会の全員一致の承認

B. インバイテッド会員に対する必要事項

- (i)第2条第3項第e節を除きスポンサーング会員の場合と同じ要件を満たすこと。

第3条会員の登録と退会

第1項 Pan Pacific Congressの会員はPan Pacific Congressの理事会に退会届を提出して退

会する権利を有する。

第 章 会員の義務

第1条 一般義務

第1項 各会員団体は、自己の信用及びPan Pacific Congressの不動産鑑定人やカウンセラーの他の会員団体の信用を反映する方法でその専門職業活動を行う義務を有するものとする。

第IV章 納入金と会費

第1条

第1項 本組織への会員の支払いは不要である。

第2項 会員に対し分担金は課せられない。

第V章 運営

第1条

第1項 Pan Pacific Congressの運営は、各スポンシング会員団体の指名された議決権を有する代表者で構成される理事会に付託されるものとする。

第2項 スポンサー会員を代表する理事には、各1票の議決権が与えられる。インバイテッド会員団体を代表する理事は議決権を有さない。

第3項 理事会の議長は、次回に予定されているPan Pacific Congressの正当に選任された議長/コーディネーターとし、その後継者が選任されるまでその任にあたるものとする。

第4項 理事会のメンバーとして役割を果たす各指名された議決権を行使する代表者はCongressの議長/コーディネーターに対し、自分が所属する団体から指名を受けたことについての証明書を提出するものとする。適切な証明書が無い場合、指名された議決代表者は理事会の会合に出席できるが、議決権行使の特権を有さない。

第5項 理事会はCongressの開催期間中にその会合をもつものとする。

第2条 議長/コーディネーター

第1項 議長/コーディネーターは理事会により選任され、次期Congressを通じ、または、正当に選任された議長/コーディネーターにより交替されるまでその任務を果たすため、各Congressの終了時に就任するものとする。

第2項 議長/コーディネーターは次期Congressを組織し、かつ、管理する責任を有するものとする。

第3項 議長/コーディネーターは、在任中、理事会に対し情報や議事事項を伝達するものとする。

第4項 議長/コーディネーターは理事会の正式な議決を必要としないCongress業務の管理上必要な措置を講じるものとする。

第5項 議長/コーディネーターにより代表される主催団体は、Congressの全ての財務的責任と、管理についての責任を有するものとする。この中には、登録料およびCongressのその他の業務に伴う費用の設定が含まれる。これらの資金源から取得された金員はCongressの管理費用の支払いに充当される。

第3条 Pan Pacific Congress

第1項 Pan Pacific Congressは、理事会で別途合意された場合を除いて、2年毎に開催される。

第2項 次回のCongressが開催される国は理事会により承認される。

第3項 鑑定やカウンセリング団体や個人に対するCongressへの登録や出席の可否については主催団体の裁量で決定される。

この内規は、1973年9月28日、アメリカ合衆国カリフォルニア州サンフランシスコのマーク・ホフキンズホテルにおける汎太平洋不動産鑑定会議の理事会において承認され、かつ、下記のメンバーの署名がなされた。

(1) American Institute of Real Estate Appraisers (アメリカ不動産鑑定人協会)

L. Roy Kavanaugh (団長)

Paul Fullerton (副団長)

(2) American Society of Real Estate Counselors (アメリカ不動産カウンセラー協会)

Y. T. Lum (団長)

Thorston H. Ross (副団長)

(3) Australian Commonwealth Institute of Valuers (オーストラリア鑑定人協会)

H. O. Thomas (団長)

Ian A. Wilkins (副団長)

(4) Japanese Association of Real Estate Appraisal (日本不動産鑑定協会)

西川 英夫 (団長)

青木 蔚 (副団長)

(5) New Zealand Institute of Valuers (ニュージーランド鑑定協会)

Robert S. Gardner (団長)

Murray R. Mander (副団長)